

【対象事業】

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む)
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (5) 行政が実施する相談所
- (6) (1) から (5) 以外の事業所で社会福祉を主たる目的としない事業所
(社会福祉分野の国家資格【社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士】を持つ専門職のみ)

【主な対象職種】

介護職、ホームヘルパー、介護支援専門員、
生活相談員、職業指導員、生活支援員、
保育士、児童指導員、
看護職、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、
栄養士、調理員、
サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、
施設長、管理者、事務員 など